

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 8月 8日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3・4号廃棄物処理設備	3・4号廃棄物処理建屋地下1階シャワードレン系ろ過器(B)逆洗水管において、配管のピンホール箇所より水の漏えい(非放射性、約2.6リットル)が認められた為、当該配管の交換。(ピンホール箇所の応急処置を実施し、水の漏えいは止まっている)	GIII	
2	その他	木戸川取水ポンプ(A)において、所内低圧電源設備配電盤(モーターコントロールセンター)の漏電表示ランプ点灯が認められた為、原因調査および対応検討。	GIII	